

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

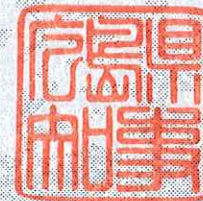
住所 大阪府大阪市住吉区東粉浜二丁目5番16号

氏名 船津商事 株式会社

代表取締役 船津 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 令和 7 年 1 月 6 日

許可の有効年月日 令和 12 年 1 月 5 日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

特別管理産業廃棄物の種類

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに鉛又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに鉛又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃石綿等
- ・ 汚泥（鉛又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。） 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。